

重要事項説明書

あどけあ福祉相談所（基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」第5条及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）」第5条の規定に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法（又は児童福祉法）に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援（又は障害児相談支援）の支給決定を受けた方が対象となります。

1. サービスを提供する事業者

名 称	一般社団法人ふくしやねっと
所在地	福岡県飯塚市鹿毛馬 1 6 8 8 番地 2 8
電話番号	0 9 4 8 - 9 2 - 6 4 1 0
代表者氏名	代表理事 織間 修
設立年月	令和 4 年 5 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の名称 事業所番号	あどけあ福祉相談所 特定相談支援事業 4 0 3 5 5 0 0 3 2 3 障害児相談支援事業 4 0 7 5 5 0 0 0 8 4
事業所の所在地	福岡県飯塚市有井 3 3 4 番地 1
T E L / F A X	0 9 4 8 - 5 2 - 3 9 0 9 / 0 5 0 - 3 7 3 0 - 9 9 1 2
管 理 者	織間 修
主たる対象者	・知的障害者・身体障害者・精神障害者 ・難病等対象者（1 8 歳未満の者を除く） ・障害児（1 8 歳未満の障害者）
運 営 方 針	1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して計画相談支援及び障害児相談支援の事業を行う。 2 事業所は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立って事業を行う。 3 事業所は、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を行う。 4 事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。 5 事業所は、自らその提供する事業の評価を行い、常にその改善を図る。 6 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 2 4 年 3 月 1 3 日厚生労働省令第28号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 2 4 年 3 月 1 3 日厚生労働省令第29号)その他関係法令を遵守し、事業を実施する。
開設年月日	令和 4 年 5 月 1 日

3. 通常の事業の実施地域 飯塚市

4. 営業日及び営業時間（相談受付時間）

営業日 月曜日から金曜日
(ただし、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間 午前9時00分から午後16時30分

5. 職員の体制

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1. 0	
相談支援専門員	1		1	1		1. 0	

6. 当事業所が提供する相談支援事業

- (1) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という）の作成
利用者本人やご家族の居宅等を訪問し、心身の状況や生活環境を理解し、把握したうえで、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等に係る福祉サービス等が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画等を作成します。
- (2) 便宜の供与
利用者及びその家族等とサービス等利用計画等に記載のとおり各事業のサービスが提供されているか、モニタリングをして経過について確認し、把握します。
各事業のサービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行ないます。
- (3) 各事業のサービス等事業計画等の変更
利用者がサービス等利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) サービス等利用計画等作成の手順

1	サービス内容等に関する情報提供	サービス等利用計画等の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、地域の指定障害福祉サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に提供します。
2	アセスメント	利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握します。これらの評価を通じて、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
3	サービス等利用計画案（又は障害児支援利用計画）	把握された解決すべき課題等に対応するために、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討します。そして、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及び達成期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成します。
4	サービス等利用計画案等の説明・交付	サービス等利用計画案等の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により同意を得ます。また、サービス等利用計画案等を利用者等に交付します。
5	サービス担当者会議の開催	支給決定等が行われた後に、支給決定等を踏まえてサービス等利用計画案等の変更を行い、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画案等の内容を説明し、福祉サービス等の担当者から専門的な意見を求めます。
6	利用者等への説明	サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案等の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により、同意を得ます。
7	サービス等利用計画等の交付	完成したサービス等利用計画等を利用者及びその家族、福祉サービス担当者に交付します。

(5) 継続サービス利用支援

1	モニタリング	利用者及びその家族、福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画等の実施状況を把握します。また、市町村が決定したモニタリング期間ごとに利用者等との面接を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。また、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定又は通所給付決定に係る申請の勧奨を行います。
---	--------	---

2	サービス等利用計画等の変更	サービス等利用計画等を変更する際は、利用者の解決すべき課題の変化に留意しながら、原則として（４）の１～３及び５～７に規定された業務を行います。
---	---------------	---

7. 利用料等に関する事項

- （１）計画相談支援又は障害児相談支援にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担分はありません。
- （２）通常の事業の実施地域外の地域の居宅を訪問して相談支援を行う場合は、それに要した交通費として、その実費をいただきます。
 - ・公共機関利用の場合（実費）
 - ・事業者の自動車を使用した場合
 通常の事業の実施地域を越える地点から片道１０キロメートル以下１００円
 通常の事業の実施地域を越える地点から片道１０キロメートルを越える場合は、
 １００円に１キロメートル増すごとに１０円ずつ加算した額
- （３）上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることにします。
- （４）上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証（（２）については領収証）を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

8. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和２年１０月）に準じた取扱いをするとともに対策を講じます。

- （１）虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- （２）成年後見制度の利用支援
- （３）苦情解決体制の整備
- （４）相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

9. その他運営に関する重要事項

- （１）事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- （２）相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- （３）相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- （４）事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から５年間保存します。
- （５）提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- （６）提供した計画相談支援又は障害児相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- （７）社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法８５条により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。
- （８）事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。
- （９）事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10. 苦情等の受付について

当事業所における苦情の受付及びサービス利用等の相談サービスに対する苦情やご意見、サービス利用計画の作成に関するご相談、利用者の記録等の情報開示に関する請求は以下の窓口で受け付けております。

要望・苦情等申立先等

窓口担当：織間 修（管理者） 利用時間：営業日の９：００～１６：３０
 電話番号：０９４８－５２－３９０９

行政機関その他苦情受付機関

福岡県社会福祉協議会 福岡県運営適正化委員会 ０９２－９１５－３５１１

福岡県福祉労働部 障がい福祉課 ０９２－６４３－３３１２

飯塚市役所 福祉部社会・障がい者福祉課社会福祉係 ０９４８－２２－５５００

【説明日】 年 月 日 説明者（相談支援専門員名： 織間 修 ）

事業者は、利用者又はその家族に対し、本書面に基づいて重要事項について説明しました。

事業者 一般社団法人ふくしやねっと（事業所名 あどけあ福祉相談所）
代表理事 織 間 修

私（利用者及び利用者家族）は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、計画相談支援（又は障害児相談支援）の開始に同意します。

利用者 住所

氏名

（家族・代理人）住所

氏名

利用契約書

あどけあ福祉相談所（基本相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）

_____（以下「利用者」という）と一般社団法人ふくしやねっと（以下「事業者」という）は、利用者が事業者から提供される指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を受けることについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談支援（及び障害児相談支援）を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下、「法」という）に基づく指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を適切に提供する事を定めます。

（契約期間）

第2条 本契約の契約期間は、_____年 _____月 _____日から1年間とします。ただし、契約満了日までに利用者から事業者に対して、文書または口頭による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成）

第3条 事業者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握（以下「アセスメント」という）します。

3 相談支援専門員は、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。

4 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者（以下、「利用者等」という）の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

5 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案を作成します。

6 相談支援専門員は、前項で作成したサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

7 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

(サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)作成後の便宜の供与)

第4条 事業者は、サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)作成後において、次の各号に定める指定継続サービス支援を提供するものとします。

- ① 相談支援専門員はサービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)作成後、サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という)を行い、必要に応じてサービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ② 相談支援専門員はモニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

(サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)の変更)

第5条 利用者がサービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画(又は障害児支援利用計画)を変更します。

(障害者支援施設(又は障害児入所施設)等への紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設(又は障害児入所施設)等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設(又は障害児入所施設)等への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

(利用者負担額及び実費負担額)

第7条 事業者の提供する指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。但し、計画相談支援給付費(又は障害児相談支援給付費)額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。

- 2 前項の他、利用者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)(及び指定障害児相談支援サービス)の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の実費負担額は、1 カ月ごとに計算し、利用者はこれを翌月末日までに支払います。

(事業者の基本的義務)

- 第8条 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談を行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)を適切に行います。
- 2 事業者は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に指定計画相談サービスを行います。

(事業者の具体的義務)

- 第9条 事業者は、指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。(安全配慮義務)
- 2 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。(説明義務)
 - 3 事業者及び相談支援専門員は、本契約による指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)を提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。(守秘義務)
 - 4 事業者は、指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)の提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間(毎週月曜日～金曜日9時～16時半、ただし祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除く)に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。(記録保存整備義務)

(事故と損害賠償)

第10条 事業者は、指定計画相談支援サービス(及び指定障害児相談支援サービス)の提供によって事故

が生じた場合には、速やかに都道府県、区市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業者は、指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

（契約の終了事由）

第11条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ④ 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- ⑤ 第2条の契約期間が満了した場合（ただし満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）

（利用者からの中途解約）

第12条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

（利用者からの契約解除）

第13条 利用者は、事業者もしくは相談支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- ① 事業者もしくは相談支援専門員が正当な理由なく本契約に定める相談支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは相談支援専門員が第9条1項から4項に定める義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは相談支援専門員が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（事業者からの契約解除）

第14条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ① 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは相談支援専門員の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- ② 利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

（個人情報使用の同意）

第15条 利用者及びその家族等は、以下の利用目的についてその必要とする範囲内で使用することに同意します。

- ① 事業者が、サービス担当者会議等での連絡調整において必要な場合
- ② 利用者の相談を担当している行政機関からの照会に応じる場合
- ③ 利用者が入院等医療機関で受診する際、医療機関に対して情報提供する場合
- ④ 事業者が利用終了によって利用者を他の施設へ照会する等の援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合
- ⑤ 法律で定められた報告、届出、統計等を行うために使用する場合
- ⑥ サービスの質の向上のために学会、研究等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守するとともにその都度了解を得ることとします
- ⑦ 実習生・ボランティアを受け入れる場合。なお、実習生の場合、ケース担当としてつく場合は、ご本人、及びその保護者に、その都度同意を得るものとします

（苦情解決）

第15条 利用者は、本契約に基づく指定計画相談支援サービス（及び指定障害児相談支援サービス）に関して、重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口へ苦情を申し立てることができます。

（その他）

第16条 この契約に定めない事項について疑義が生じたときは、児童福祉法その他の関係法令に従い、事

業者及び利用者、家族、後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとします。但し、利用者の利便性の向上や事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、書面での説明・同意等を行うものについて、電磁的対応を可能とします。

契約締結日 年 月 日

事業者 福岡県飯塚市有井334番地1
 一般社団法人ふくしやねっと（事業所名 あどけあ福祉相談所）
代表理事 織 間 修

私（利用者及びその家族又は代理人）は、計画相談支援（又は障害児相談支援）の開始に同意し、第15条に規定する個人情報の使用に同意します。

利用者 住所

氏名

家族 住所

（代理人）

氏名